

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（632））

2. 日時：平成30年1月31日 13時50分～16時40分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、皆川保安規定係長、角谷安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループマネージャー
（他6名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、燃料有効長頂部（TAF）の値に誤りがあったことについて説明があった。原子力規制庁から主に以下の指摘を行った。

- 燃料有効長の変更が第2種図面に適切に反映されなかった原因として、7×7燃料から8×8燃料に変更したためとしているが、8×8燃料だから燃料有効長を延ばす必要があったわけではなく、炉の設計として燃料有効長を変更したと考えられるため、原因を整理して説明すること。
- 設置変更許可申請書及び補足説明資料の修正要否を示した資料について、記載のフォーマットを統一するとともに、修正後の数値についても資料中に記載すること。
- 誤った燃料有効長が記載されている原子炉水位計（燃料域）の校正根拠としている資料の位置付けを整理して説明すること。
- 修正の要否にかかわらず、「燃料有効長」や「原子炉水位（燃料域）」という言葉が記載された箇所を資料に示す方針としているが、例えば設置許可基準規則8、9、11及び14条関係の申請書等にも該当する言葉の記載があるため、漏れがないか再度確認すること。
- 原子炉水位を示した図面において、基準水位と汽水分離器（セパレータ）、蒸気乾燥器（ドライヤー）等の位置関係を整理して説明すること。

（2）日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 運転期間延長認可申請書及び設置変更許可申請書の審査資料
における燃料有効長頂部の寸法値について
- ・ 東海第二発電所 燃料有効長頂部寸法値に係る審査資料の調査結果